

ときわミュージアム喫茶室・売店運営に関する仕様書

1 物件について

	ときわミュージアム喫茶室	ときわミュージアム売店
所在地	野中三丁目 4 番 29 号	野中三丁目 4 番 29 号
床面積	59.1㎡	28.0㎡
設備等	客席 20 席程度 厨房設備(冷蔵庫、製氷機、ガスコンロ、 ガス給湯器)、エアコン、トイレ	備え付け陳列棚
その他	禁煙	

※ 別紙位置図及び平面図参照

2 出店条件

(1) 出店期間

使用許可日から令和 8 年 3 月 31 日までとする(更新可)

(2) 営業日

- ・ 12 月 29 日～1 月 3 日を除く、土曜日・日曜日・祝日は必ず営業すること。
- ・ その他の曜日については任意。(園内施設は原則火曜日休館)

(3) 営業時間

- ・ 正午を含む 3 時間以上とする。

(ただし、ときわミュージアム夜間営業の際は営業を依頼する場合がある。)

- ・ 喫茶室は、事業者の企画提案により、9 時から17時までの範囲内で営業可能

(4) 営業形態

- ・ 喫茶室は、飲食店営業又は喫茶店営業のいずれかを必須とする。
- ・ 喫茶室での雑貨や食品等の販売は市と協議の上決定する。
- ・ 営業に必要な法令に定める申請・届出や資格者の設置は、運営事業者の責任と負担により対応する。
- ・ 第三者に使用させる場合は必ず事前に市の許可を得るものとする。無許可での使用が認められた場合、市は直ちに使用を中止させることができる。

3 令和 7 年度使用料

	喫茶室	売店
月額(消費税等含む)	42,570 円	19,855 円
光熱水費	子メーターによる実費	—

4 店名

運営事業者が決定することができる。(ただし、事前に市の承認が必要)

5 設備等

- ・ 既存設備及び備品については無償貸与する。
- ・ その他の設備等の新設、設置については事前に市と協議の上、運営事業者の負担により実施する。

6 日常管理

- ・ 清掃や廃棄物処理は運営事業者が責任をもって行うものとする。
- ・ 商品等の管理は運営事業者の責任によるものとし、火災、盗難、その他の不可抗力による災害に対して、市は一切責任を負わないものとする。
- ・ 食品等の衛生管理には十分注意を払うとともに、これらにおいて発生した食品衛生上の問題や事故については、全て運営事業者の負担と責任において対処すること。

7 使用許可の取消又は変更

次のいずれかに該当するときは、使用許可の全部もしくは一部を取り消し、又は変更することがある。

ア 使用料の未納等、本仕様書に違反したとき。

イ 応募資格の詐称その他不正な手段により使用許可を受けたとき。

ウ 公共施設内の店舗として、公序良俗に反する使用をしたとき。

エ 災害等により、当該施設の利用が困難になったとき。

オ 運営事業者は、ア、イ、ウの該当による使用許可の取消又は変更によって生じた賠償を市に求めることはできない。

8 原状回復

- ・ 使用期間が満了し、引き続き使用しないときは、運営事業者の負担により、本市が指定する期日までに使用物件を原状に回復して返還すること。
- ・ 期日までに原状回復の義務を履行しないときは、本市が原状回復のための処置を行い、その費用を運営事業者に請求するものとする。

9 損害賠償

- ・ 運営事業者は、その責に帰すべき理由により、使用物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、運営事業者の負担により原状回復した場合は、この限りではない。
- ・ 運営事業者は、前項に定める場合のほか、本仕様書に定める義務を履行しないことにより本市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

10 その他

本仕様書の各条項に関し疑義があるとき、その他物件の使用について疑義が生じたときは、本市と運営事業者で協議する。